# 北相木村公共施設等総合管理計画

平成28年3月 北 相 木 村

# 北相木村公共施設等総合管理計画:目次

第	1	公共	施設	等総	合管	理詞	計画	ョ (こ・	つし	ハて											
		1 2 言	背景と 十画の	目的	J — - - - <i>合い</i>		_														
		2 3 方	を設め	対象	範囲	到 —	—-														
第	2	北相	木村	につ	いて																
		1 #	既況― 公革―				—-			——				.—-							•
																					•
第	3	本村	を取 人口の	り巻	<b>く社</b> ・ 及で	会的	的わ 来。	<b>ド況</b> の見	浬	1.—											
		(1)	人口	• ##	- 帯 巻	\$ D	推	移—													4
		(2)	年齢将来	階層	別丿											—-					į
		2 1	オ政状	· 沪兄.—																	(
		(1)	歳 歳 出	の状	:況-																(
		(2)	ᆂ	1. 油. 档	安石 つ	N. 144	FF Ⅰ	ᆔ	÷□												10
		(4)	投資	的経	費と	土地	方	債残	高			—-				—-					12
			人口の								たた	財」	<b>攻状</b>	沈に	- 関	する	5 考	祭—			12
第	4	公共	八 廿 7	- 统. 肠	1 ( )	\ 7	工	) 協	弧	$\sigma$	7 <del>作</del>	<b>∛□</b> _									13
		$(1)^{1}$	公共公 集	建築	物の	、 つ保	有:	火飛状況		<i></i>		1)L —-					<u> </u>				13
		(2)	築年	別整	備北	犬況	—-	——								—-					14
		9	イトノフ	・ラね	: ## <i>0</i>	シギ	√Д -														1 ! 1 (
		(1)	イン	フラ	施記	せの こ	現:	状一													16
		3 *	- イ イ 来 試 算	更新	「賀月 「法-	月 <i>の</i> ーー	雅	計一 ——	_			_									19 19
		(2)	公共	達築	物及	をび	イ	ンフ	゙ラ	施彰	との	将	来の	更新	f費	用印	り推き	計—			20
		(3)	公共イン	建築	物の	り将の	来	の更	新更	費 片 新 増	∮の	推制のは	計一 推計								22
		(5)	人口	減少	にし	にる	将	来負	担	コフ	、 ト	増-	——			—-					2
第	5	公共	施設	等の	総合	的力	51 -	o計i	画的	りな	管 ヨ	里に	関	する	基之	本的	な力	針			
		1 1	十画期 全庁的	間一	-—	— — + 生()			77.		三二		— — :	——— ++ +		—-					20 27
		2 <del>2</del> 3 <del>5</del>	E川 �� 見状や	は思いません	限に	を耐	る	m 基本	認	識一	1 年区	一-	生 ——	<b>共</b> 作	<i>]]</i> 	來 <sup>-</sup>					28
		4 4	見状や公共施	設管	理	り数	値	目標	— <u>j</u>	— —						—-				——	28
		(2)	ス 公 共 イン	フラ	協言	ᆢ															28 29
		5 4	公共施	設の	管理	里に	関	する	基	本的	うな	考;	え方	.——							30
		(2)	維持	等押	• 作	攵 絲	•	再 新	空	$\mathcal{O}$	₹協	<b>+</b> 4	₽1								30 30
		(3)	安全	確保	のう		方	針一													30
		( - )	==		$\cdot \circ =$	<del></del>	<del></del>	<b>ΩΙ</b> .													3:
		(6)	統合	や廃	止の	り推	進:	方針													32
		(7)	総合フォロ	・的か	つ言	十画	的	な管	理	をま	₹現	す	るた	めの	)体	制	ク構 🦠	築方	針 <i>—</i>		32 32
<u>44</u>	e						,						<u>- 4</u> _								0,
第	О	他 設 1 = 3	:類型 Eな施 村民	<b>こと</b> 設類	<b>ひ官</b> 〔型こ	<b>理</b> ! ごと	<b>一度</b> の	<b>討り</b> 方向	る ₫  性	<b>本本</b> ——		ム /J	立丁								34
		(1)	村民	文化	系加	包設															34
		(2)	スポ	:教育	· • 1	ノカ	11	T _	.3/	<u>-</u> ا	/ 玄	抽言									3! 3(
		(4)	<b>一字</b> : 私	※ 数 台	· 🔀 🏗	HT EXT	-	一 台	. 7	マお	≐ Tun	三分 -									3′
		/ - `	70 44	- X E	- 11 7	_ ===		ند نب	1.1	<b>⇒</b> n ·											20
		(5)	保健	・福	· 扯加	色設	`	医療	施	設- —–											38 39
		(5) (6) (7)	保健行政	・福 (系施 ・住宅	i 祉 й i 設 − i — -	色設 		医療 —— ——	施	設- —– —–											39 40
		(5) (6) (7) (8)	保健行政営	・経経に発生の	社が 設一 :	を設  		医療 —— ——	、施 -— -—	設-  				·— —	- — - —						39

# 第1 公共施設等総合管理計画について

# 1 背景と目的

本村では、各種利用需要に対応するため公共施設やインフラ施設の整備が行われてきました。しかし現在、人口減少や少子高齢化が進み、社会の構造や住民ニーズの変化に伴い、公共施設等に対する利用需要も変化することが予想される中、公共サービスのあり方を改めて見直すことが必要になってきます。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来ほぼ同時期に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴 う、社会保障関係の扶助費等経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込ま れ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっています。

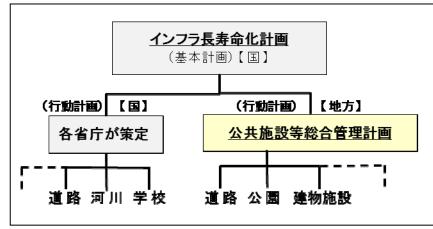
こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設の全庁的、総合的な管理を推進するため、北相木村公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)の策定を行うものです。

# 2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設の機能を安全で快適に利用できる状態を維持するための 基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との 整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

# ◆図表 1-1 本計画の位置づけ

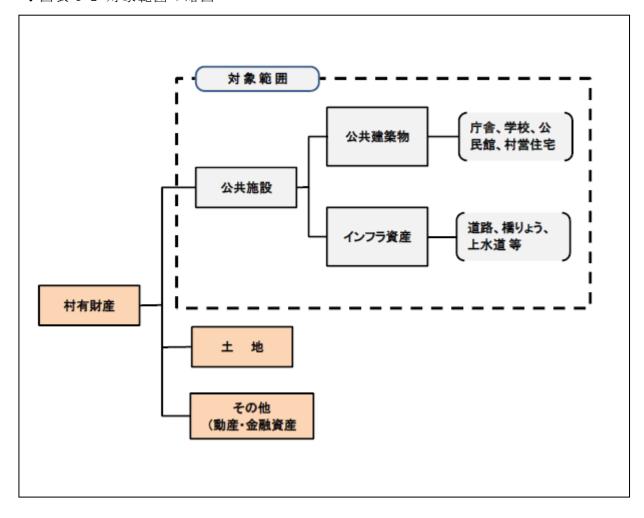


「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するもので、 平成26年4月22日に総務省 が策定した「公共施設等総合 管理計画の策定にあたって の指針」に基づき策定するも のです。

# 3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上水道等のインフラ施設を対象とします。

# ◆図表 1-2 対象範囲の略図



# 第2北相木村について

# 1 概 況

北相木村は、県の東端に位置し、北から西、南にかけて佐久穂町、小海町、南相木村に、東は群馬県上野村に接しています。村域は東西12.5km、南北4.6kmにわたっており、総面積は56.32kmです。

御座山や秩父山系などの高山が囲み、村の面積の約9割が山林等で占められており、標高は900mを超えています。標高2,112mの御座山に端を発する相木川が村の中央を流れ、数々の支流では三滝などの名勝をかたちづくっています。



# 2 沿 革

縄文時代には、この地に人々が暮らしていたことが明らかになっています。村内から発見されている土器は、栃原遺跡から出土のものが縄文早期の土器で最も古く、灰中の炭化物の含む放射能の測定によると今から 8,650 年前頃という時代が判明しました。

1565年(永禄8年)信濃国佐久郡相木村が南北に分立して北相木村となり、1889年(明治22年)町村制の施行により、単独で自治体を形成し今日に至っています。

# 第3 本村を取り巻く社会的状況

# 1 人口の動向及び将来の見通し

# (1)人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、平成 22 年の人口は 842 人で 40 年前の昭和 45 年と比較して半減しています。世帯数は、昭和 45 年以降平成 2 年を除き、400 世帯未満で推移しています。

また、1世帯あたりの人員も総じて減少傾向にあり、平成7年以降3人を下回り、 平成22年の一世帯当たり人員は2.5人となっており、単身世帯や二人暮らしの世 帯の割合が高まっています。

# ◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



# (2) 年齢階層別人口

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口(15歳未満)は減少傾向にありましたが、 平成2年から平成7年にかけて、昭和55年当時とほぼ同数の203人まで増加しましたが、 以降は急激に減少しています。

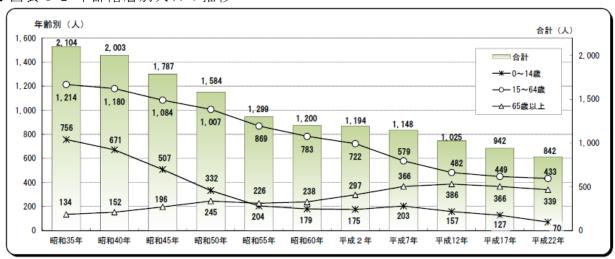
生産年齢人口は一貫して減少しつづけており、平成22年には433人と、村の人口の半数にまで減少しています。

老年人口は昭和 50 年には 245 人と、村人口に占める割合は 15.5%であったのに対し、平成 22 年では 339 人(40.3%) と大幅に増加していますが、平成 12 年をピークに減少に転じています。

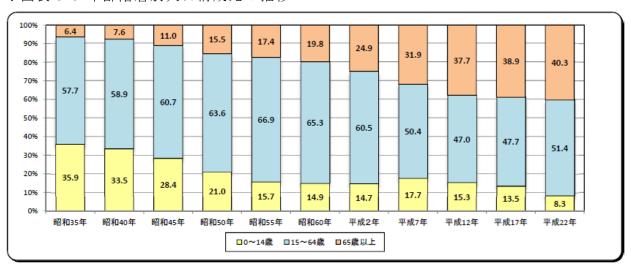
平成22年の年齢別人口の構成比は、年少人口が8.3%、生産年齢人口が51.4%、 老年人口が40.3%となっており、老年人口比は県平均(26.5%)や郡部平均(29.7%) と比べても高い割合となっています。

年齢構成指数では、平成2年から平成22年までの20年間で年少人口指数は8.0%の減少、老年人口指数は37.2%の増加となっています。老年化指数については平成2年の169.7%に対し、平成22年には314.6%増加の484.3%と高い値を示しています。

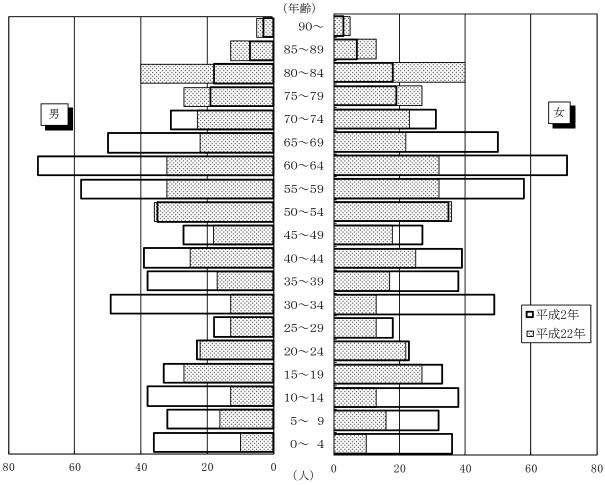
# ◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移



### ◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



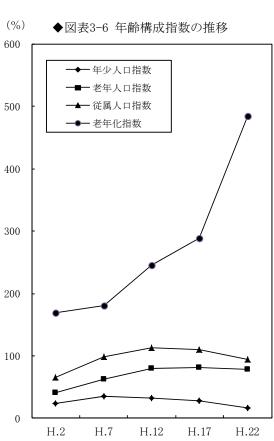
# ◆図表 3-4 年齢・性別人口



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移 (単位:%)

	, <u>一面内特//</u>	日 秋 ^ 7 1 圧 1 夕		(十五.70)	
	年少人口	老年人口	従属人口	老年化	
	指 数	指 数	指 数	指数	
平成2年	24.2	41.1	65.4	169.7	
平成7年	35.1	63.2	98.3	180.3	
平成12年	32.6	80.1	112.7	245.9	
平成17年	28.3	81.5	109.8	288.2	
平成22年	16.2	78.3	94.5	484.3	

年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100 老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100 従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100 老年化指数=老年人口/年少人口×100



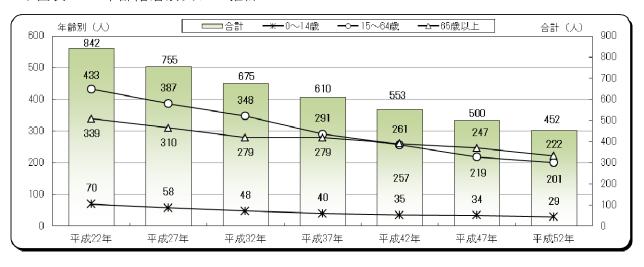
# (3) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計 (H25.3 推計) による、本村の 26 年後の平成 52 年の総人口は、452 人で平成 22 年に対し 390 人 (46.3%) 減少することが予想されています。

年齢層別にみると、平成 22 年に対し各年齢層で減少する結果となっており、年少人口(0~14歳)は 41人 (58.6%)、生産年齢人口(15~64歳)は 232人 (53.6%)、老年人口 (65歳以上)は平成 17年以降減少傾向に転じており、117人 (34.5%)減少することが見込まれています。

また、平成42年以降老年人口が生産年齢人口を上回ると推計され、老年人口と生産年齢人口の比率は、平成52年には1:0.9で1人の高齢者を0.9人で支えることになると予測され、社会保障関係費の財政負担の増加や、公共施設の利用需要も変化してくるものと考えられます。

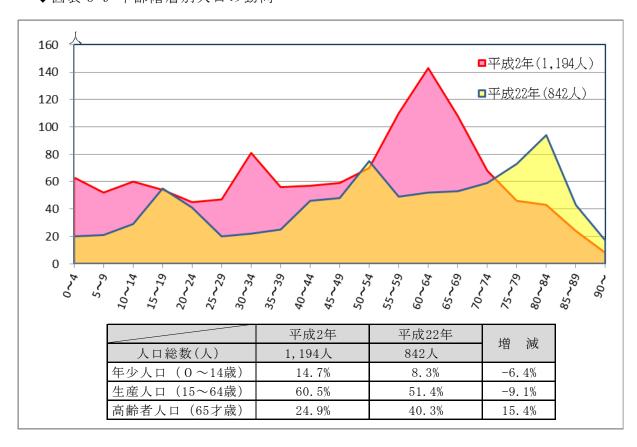
# ◆図表 3-7 年齢階層別人口の推計



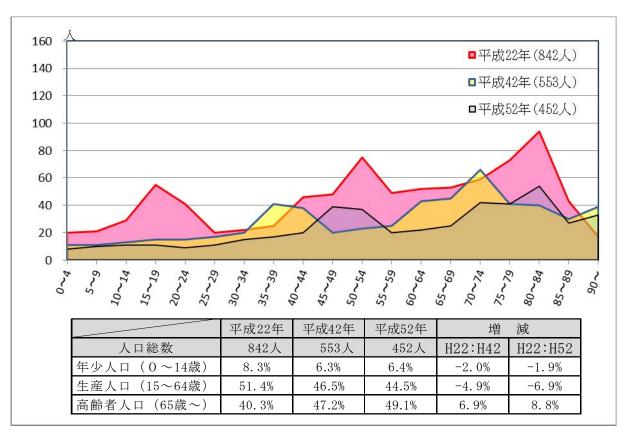
# ◆図表 3-8 年齢階層別人口の推計

年齢階層	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	H22~H42 年の人口 増 減 率	H22~H52 年の人口 増 減 率
総数(人)	842	755	675	610	553	500	452	-34.3%	-46.3%
年少人口(0~14歳)	70	58	48	40	35	34	29	-50.0%	-58.6%
生産年齢 人口(15~64歳)	433	387	348	291	257	219	201	-40.6%	-53.6%
老年人口(65歳以上)	339	310	279	279	261	247	222	-23.0%	-34.5%
比率(高齢者:生産年齢)	1.3	1.2	1.2	1.0	1.0	0.9	0.9	-23.1%	-30.8%
年齢階層:構成比	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	増 減 率	増 減 率
年少人口(0~14歳)	8.3%	7.7%	7.1%	6.6%	6.3%	6.8%	6.4%	-23.9%	-22.8%
生産年齢 人口(15~64歳)	51.4%	51.3%	51.6%	47.7%	46.5%	43.8%	44.5%	-9.6%	-13.5%
老年人口(65歳以上)	40.3%	41.1%	41.3%	45.7%	47.2%	49.4%	49.1%	17.2%	22.0%

# ◆図表 3-9 年齢階層別人口の動向



# ◆図表 3-10 年齢階層別人口の予測

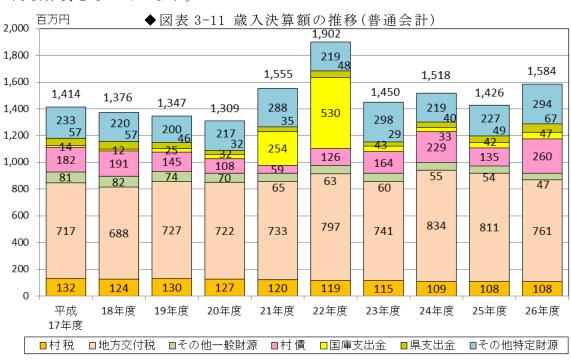


# 2 財政状況

# (1)歳入の状況

平成26年度における歳入総額は16億円となっており、概ね15億円(平成21・22年を除く)前後で推移していますが、前年度と比べて1.1%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は平成19年度より減少傾向にあり、平成26年度の村税収入は1.1億円で、歳入に占める村税の割合は6.8%となっています。今後、超高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の増収は期待できない状況にあります。一方、地方交付税は、7・8億円台で推移しており、平成26年度で歳入全体の48.1%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

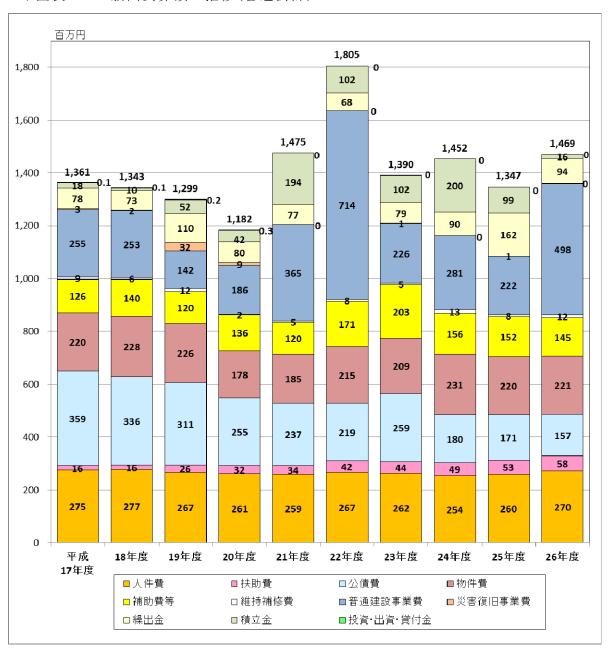


◆図表 3-12 歳入決算額構成比の推移(普通会計) 100% 16.5% 16.0% 11.5% 14.4% 16.6% 14.8% 16.0% 18.6% 18.5% 90% 20.6% 2.6% 4.2% 3.4% 2.5% 3.5% 4.0% 2.3% 2.6% 4.2% 1.9% 2.2% 2.0% 2.5% 80% 2.9% 0.9% 1.0% 3.0% 10.8% 8.2% 15.1% 9.5% 27.9% 12.8% 13.9% 16.3% 70% 11.3% 5.4% 5.5% 3.8% 16.4% 5.7% 6.0% 3.8% 3.6% 60% 4.2% 6.6% 3.0% 4.2% 50% 3.3% 40% 55.2% 54.0% 56.8% 50.7% 54.9% 50.1% 51.1% 47.2% 48.1% 30% 41.9% 20% 10% 9.3% 9.7% 9.7% 9.1% 7.7% 7.9% 7.6% 6.3% 7.2% 6.8% 0% 平成 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 17年度 □村税 □地方交付税 □その他一般財源 □村 債 □国庫支出金 ■県支出金 ■その他特定財源

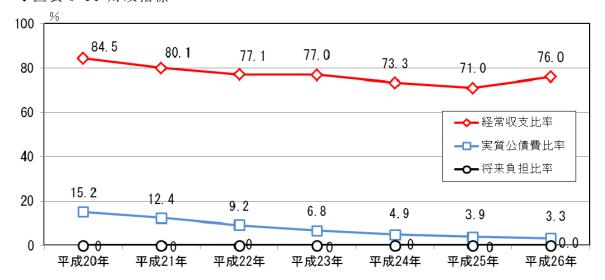
# (2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費について、人件費は横ばい、公債費は「北相木村公債費負担 適正化計画」等により減少傾向にあるものの、社会保障関係の扶助費は増加傾向にあ り、平成17年度に約0.2億円であったものが、平成26年度には3倍の約0.6億円となっ ており、今後も高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。 また、投資的経費(普通建設・災害復旧事業費)は、年による変動がみられ、平成 26年度は前年と比べ倍増しており、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増 加が見込まれます。

# ◆図表 3-13 歳出決算額の推移(普通会計)



# ◆図表 3-14 財政指標

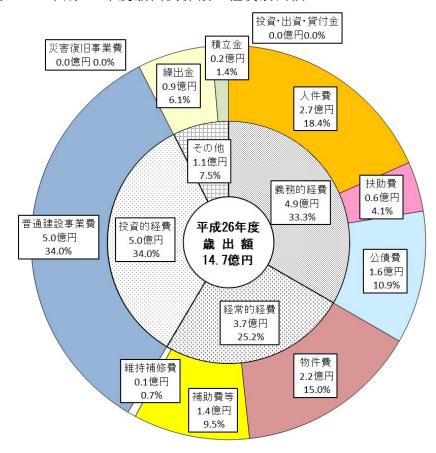


# (3) 歳出決算額の性質別内訳

平成26年度の歳出総額14.7億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は4.9億円、義務的経費に物件費などの経常的経費を加えた額では8.6億円となっています。また、普通建設事業費等の投資的経費5.0億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、普通建設事業費等の投資的経費が一番 大きく 34.0%、人件費 18.4%、物件費が 15.0%、公債費 10.9%、補助費等 9.5%の順と なっています。

# ◆図表 3-15 平成 26 年度歳出決算額の性質別内訳

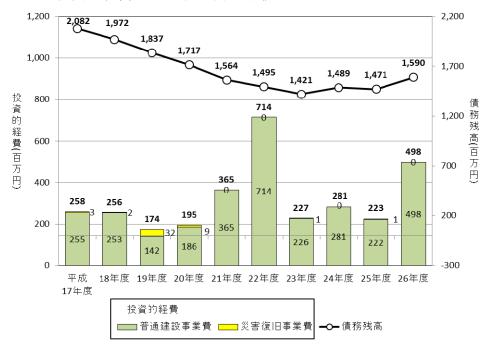


# (4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成22年度を除き概ね2~3億円台で推移してきましたが、平成26年度の投資的経費は5.0億円で、前年と比べて約2.8億円増加しています。

村の借金にあたる債務残高は、平成23年度までは減少していましたが、以降増加傾向にあり、平成26年度は約16億円、前年に比べで約1.2億円増加しています。

# ◆図表 3-16 投資的経費と地方債残高の推移



# 3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、生産年齢人口は年々減少している状況であり、このことは自主財源となる村税の減収につながり、歳入の約5割を占める地方交付税については、その算定が国勢調査における総人口が重要な基礎数値となっていることから、総人口の減少に伴う地方交付税の減少が予想されます。また、法人村民税については、企業業績の影響を大きく受けるため、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できないことなどから、本村一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、公債費については横ばい・減少傾向 にあるものの、今後も高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えら れます。

以上のことから、本村の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられます。公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、施設の集約化、複合化、廃止や用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

# 第4 公共施設の現況及び将来の見通し

# 1 公共建築物(ハコモノ施設)の状況

# (1) 公共建築物の保有状況

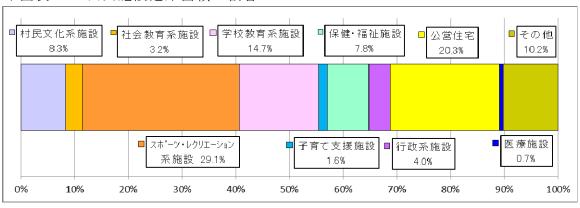
本村の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」の分類表を基本に整理しています。本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は25,682.06 ㎡であり、その内訳は、スポーツ・レクリエーション系施設が29.1%と最も多く、次いで公営住宅が20.3%、学校教育施設が14.7%、村民文化系施設が8.3%と続き、この4分類で全体の約7割を占めています。

また、村民一人当たりでは 31.0 ㎡ (平成 26 年人口当たり) となっています。

# ◆図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
村民文化系施設	集会施設	2, 132. 32	公民館、ホール等
社会教育系施設	博物館等	833.42	考古博物館
スホ゜ーツ・ レクリエーショ	スポーツ施設	5, 000. 62	運動施設、管理棟等
ン系施設	レクリエーション施設・観 光施設	2, 467. 92	コテージ、キャンプ場 トイレ、管理棟等
   学校教育系施設	学校	2, 921. 53	校舎、体育館、物置等
子仪教育术旭苡	その他教育施設	863.34	山村留学センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・ こども園	410.40	保育所
保健·福祉施設	高齢福祉施設	2,006.23	老人福祉センター等
<b>存款</b>	庁舎等	865.02	庁舎
行政系施設 	消防施設	156. 29	消防車庫
公営住宅	公営住宅	5, 219. 99	住宅棟
医療施設	医療施設	187. 53	診療所
その他	その他	2, 617. 45	旧校舎、公衆便所等
合	計	25, 682. 06	

# ◆図表 4-2 公共施設延床面積の割合

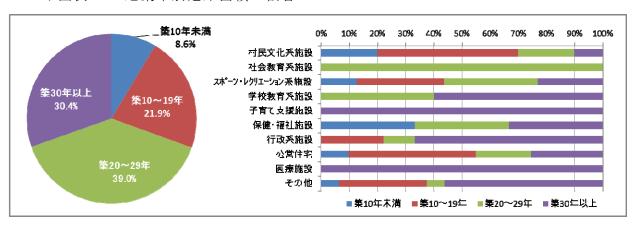


# (2) 築年別整備状況

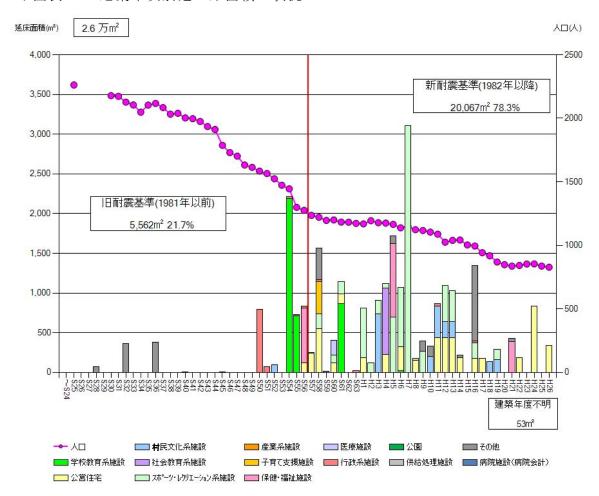
これまでの公共建築物の建替えは、建築後40年程度で更新されてきました。

昭和58年以前に建設された30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の30.4%、10年後に30年以上経過となる施設割合は69.4%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

# ◆図表 4-3 建築年別延床面積の割合



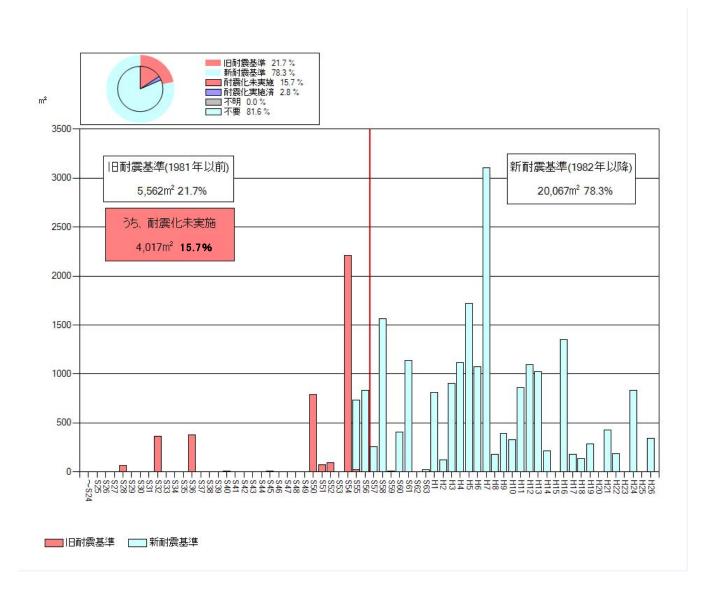
# ◆図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況



# (3) 耐震化実施状况

公共建築物の耐震化の状況(延床面積ベース)は、全体の78.3%が新耐震基準による整備、残りの21.7%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震性なし・未確認の施設は全体の15.7%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等 を適宜行っていくことが必要となります。



# 2 インフラ施設の状況

# (1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となるとなる公共施設です。

本村の道路・橋りょう・上水道・農業用水路などのインフラ施設は、村道延長が233.3km、橋りょうが38橋、上水道管路延長が28.8km、農業用水路延長が4.1kmなどとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる、財政負担が予想されます。

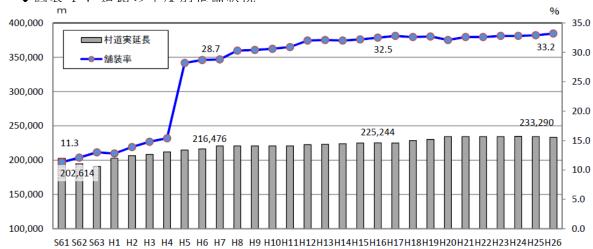
◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況	•	図表	4-6	イ	ンフ	ラ	施設	の傷	1. 有状形	7.
---------------------	---	----	-----	---	----	---	----	----	--------	----

種別	主な施設	施設数
	道路延長	233, 290 m
道路	1級村道延長	2,766 m
坦珀	2級村道延長	21, 285 m
	その他村道延長	209, 239 m
橋りょう	橋りょう数	38 橋
	管路総延長	28, 775 m
上水道	導水管	10,879 m
上小坦	送水管	80 m
	配水管	17,816 m
農業用水路	農業用水路(頭首工)	4, 085 m

# ア道路

平成 26 年の村道の実延長は、233,290mあり、舗装率は 33.2%の整備となっています。平成 6 年の 216,476mに対し 16,814m (7.8%) 延びています。

# ◆図表 4-7 道路の年度別整備状況

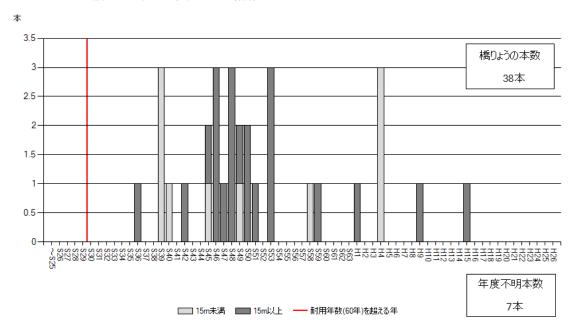


# イ 橋りょう

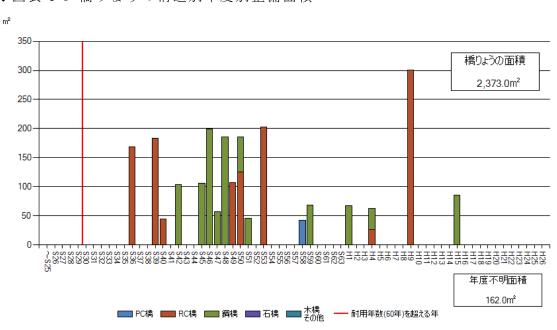
橋りょうについては、供用年数が 40 年から 49 年のものが 12 橋と多く、30 年から 39 年が 9 橋、50 年以上が 4 橋あり、供用年数が 30 年以上の橋梁は 25 橋で全橋梁(建設年不明除く)の 80%を占め、管理する橋りょうのほとんどが 30 年後には供用年数が 60 年を越すことになります。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ橋梁を計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

# ◆図表 4-8 橋りょうの年度別整備数



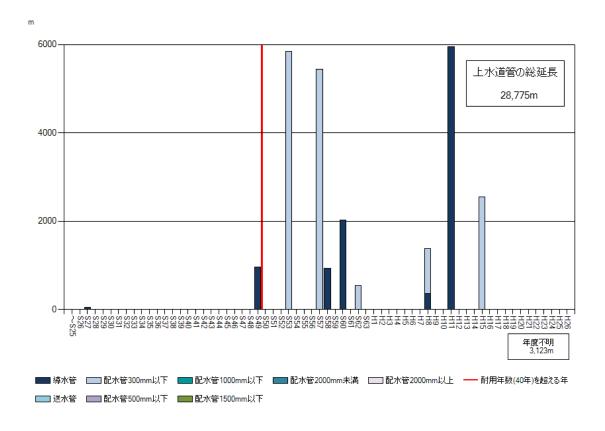
### ◆図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積



# ウ上水道

現在、村が管理する水道管の総延長は約28,775mとなっています。 また、水道管の管種別では、配水管が全体の約6割を占めています。 水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ耐用年数の40年を経過している ものは、全体の1割もないが、今後20年間では6割に達する見込みです。

# ◆図表 4-10 上水道管の年度別整備状況



# 工.農業用水路(頭首工)

平成26年度末現在、農業用水路(頭首工)の総延長は約4.3㎞となっています。

# ◆図表 4-11 農業用水路(頭首工)整備状況

	用水路名		,	受益面積	施設名		主たる構造		
			1	(ha)	旭設石	全体	改修済み	未改修	土たる悟垣
木	次	新	田	5. 0	木次新田頭首工	1,650		1,650	土型
中	道	新	田	8.0	中道新田頭首工	1, 350	165	1, 185	BF
下	亲	沂	田	5. 0	下新田頭首工	1, 250		1, 250	土型
合			計	18.0		4, 250	165	4, 085	

# 3 将来の更新費用の推計(総務省提供ソフト活用)

# (1) 試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、総務省提供「公共施設更新費用試算ソフト」 を活用し、今後 40 年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算していま す。

試算結果は、将来想定される費用の概算(おおよその額)を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設 更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

### ◆推計の手法

- 1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
- 2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
- 3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
- 4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較
- ◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】大規模改修:建設後30年(改修期間を2年)

建 替 え:建設後60年(建替え期間を3年)

積み残し:建設時より 31 年以上 50 年経過は、今後 10 年間 で均等に行い、51 年以上経過は、60 年を経た年度 に行うと仮定します。60 年以上経過は、今後 5 年 間で均等に更新すると仮定します

【道 路】15年で舗装部分の更新(打換え)

・舗装の耐用年数 10 年、舗装の一般的な供用寿命の 12~20 年 のそれぞれの年数を踏まえ 15 年と仮定します。

【橋りょう】60年で架け替(法定耐用年数60年)

【上水道管】40年で更新(法定耐用年数40年)

	公共	建築物			
施設	分類	大規模改修	建替え		
村民文化系、社会 行政系等施設	教育系、産業系	施設、	25万円/㎡	40万円/㎡	
スポーツ・レクリ 保健・福祉施設、			20万円/㎡	36万円/㎡	
学校教育系、子育	て支援施設等		17万円/㎡	33万円/㎡	
公営住宅			17万円/㎡	28万円/m²	
	ù	<b>直路</b>			
一般道路	4,700円/m²	自転耳	車歩行者道路	2,700円/m²	
	橋り	りょう			
PC橋	425円/m²		鋼橋	500円/m²	
	上	水道			
導水管及び送	水管径		配水管径		
~300mm未満	100千円/m	~	150mm以下	97千円/m	
300~500mm未満	97千円/m	~:	200mm以下	100千円/m	

# (2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

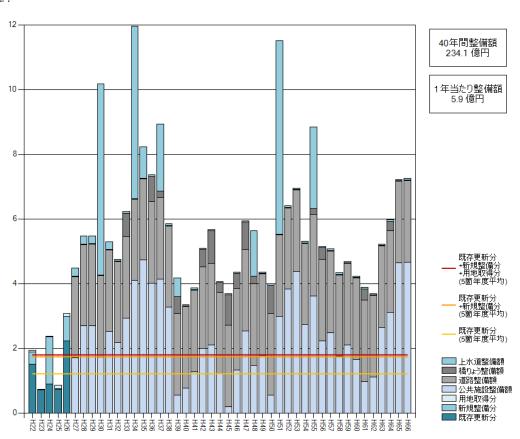
総務省提供ソフトを活用し、今後 40 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 40 年間で 234.1 億円、年平均で 5.9 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約 3 倍になります。

◆図表 4-12 更新費用の推計

種別	過去5年実績 (単年平均A)	40 年累計	40 年累計 (単年平均 B)	倍率 B/A
公 共 施 設	0.71 億円	97.3 億円	2.4 億円	3. 4
インフラ施設	1.03 億円	136.8 億円	3.4億円	3.3
道路	0.75 億円	100.9 億円	2.5 億円	3.3
橋りょう	0.13 億円	8.9 億円	0.2億円	1.5
上 水 道	0.15 億円	27.1 億円	0.7億円	4.7
合 計	1.74 億円	234.1 億円	5.9億円	3.4

注:四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

# ◆図表 4-13 将来の更新費用の推計 (公共建築物及びインフラ施設) (四)

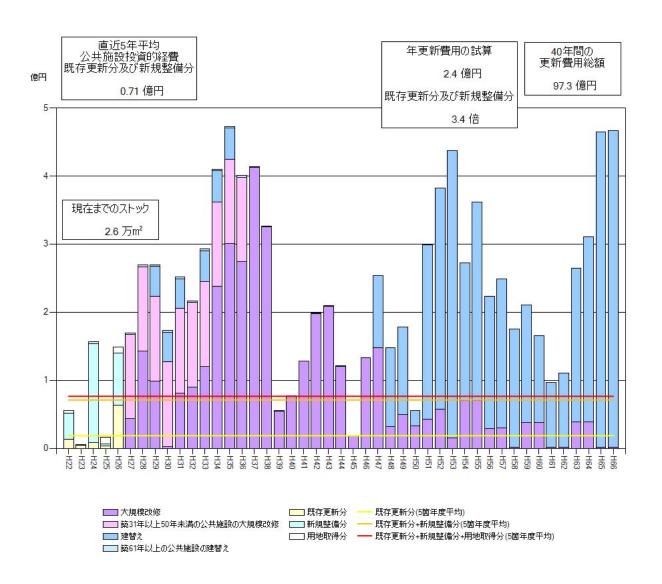


# (3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

公共施設の建物について、今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約 97.3 億円となります。

今後 40 年間の年平均では約 2.4 億円となり、過去 5 年間の公共施設に係る投資的経費の平均 0.71 億円の約 3.4 倍の予算が必要となることになりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共施設を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、困難だと考えられます。

# ◆図表 4-14 公共建築物の将来の更新費用の推計

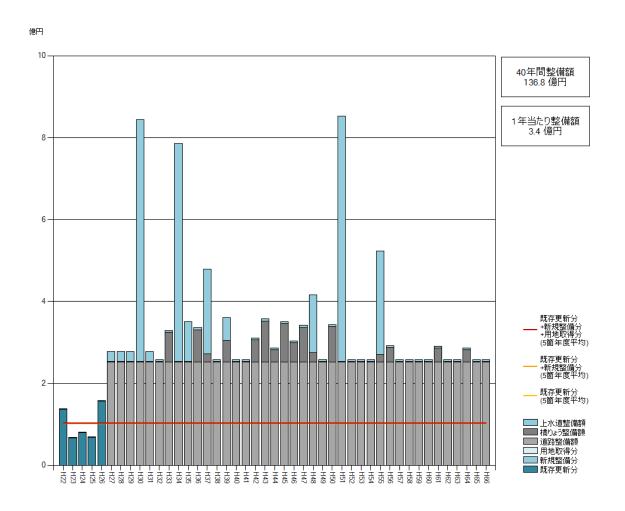


# (4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に、必要なコストを公共施設と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では 40 年間で 136.8 億円、年平均で 3.4 億円となり、これまでの投資的経費の 3.3 倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは 困難であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

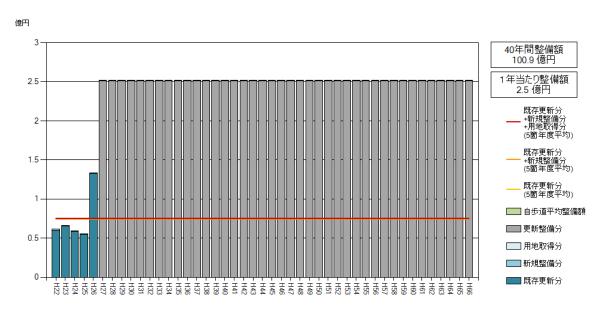
# ◆図表 4-15 インフラ施設の将来の更新費用の推計



# ア道路

村道面積を 15 年で割った面積約 814 ㎡を、1 年間の舗装部分の打換え量として 試算した結果、今後 40 年間に必要となる更新費用の総額は約 100.9 億円となり、 40 年間の平均では年間約 2.5 億円となります。

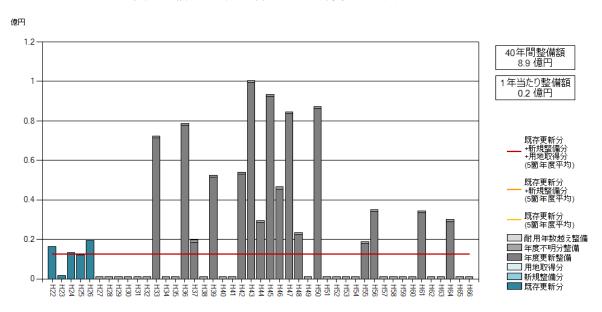
◆図表 4-16 総面積による村道の将来の更新費用の推計



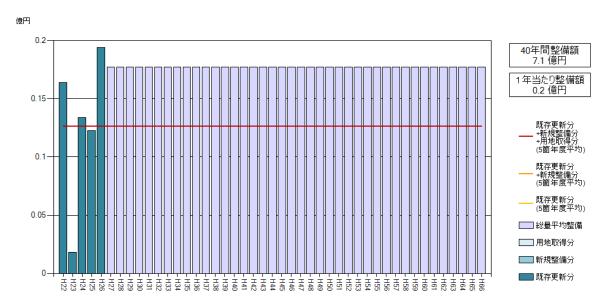
# イ 橋りょう

橋りょうの耐用年数を 60 年と仮定して、今後 40 年間に必要となる更新 (架替え)費用を試算した結果、総額は約 10.8 億円、40 年間の整備額では約 8.9 億円となり、40 年間の平均は年間約 0.2 億円となります。

◆図表 4-17 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



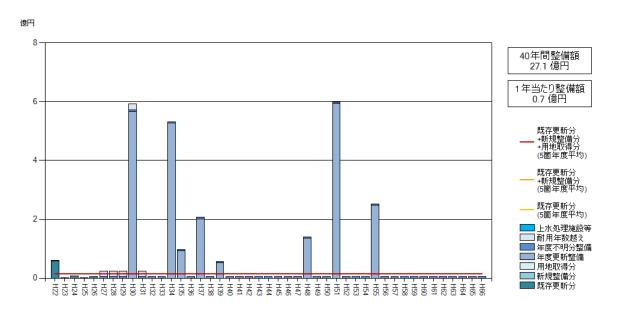
# ◆図表 4-18 総面積による橋りょうの将来の更新費用の推計 (参考)



# ウ上水道

村が管理する水道管総延長(約28,775m)について、耐用年数を40年と仮定して、今後40年間の更新(布設替え)費用を試算した結果、総額は約28.2億円、40年間の整備額では約27.1億円となり、40年間の平均では年間約0.7億円となります。

# ◆図表 4-19 上水道管の将来の更新費用の推計



# (5) 人口減少による将来負担コスト増

現状の公共建築物の保有面積は約 2.6 万㎡で、村民一人当たり約 31.0 ㎡を保有しており、直近 5 年間におけるにおける村民一人当たりの投資的経費は、年平均 85,749円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると平成 42 年には一人当たり 433,996 円となり、実質的に現行の 5.1 倍以上の負担となる計算になります。

また、インフラ施設においても負担が増加する傾向にあり、一人当たりの年間負担は道路で現行の 5.0 倍、橋りょうでは 2.3 倍、上水道では 7.0 倍の増額が必要となります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、 更新費用を低減していく必要があります。本村の橋りょうについては、「北相木村橋 梁長寿命化修繕計画」を策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国な どが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支 援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

### ◆図表 4-20 減少を考慮した将来負担

		既往	実績	推	計	
/	人口	平成 26 年	828 人	平成 42 年	553 人	倍率
4	重 別	単年平均		単年	B/A	
1	(里 万)	過去5年実績	1人あたり <b>A</b>	今後 40 年	1人あたり <b>B</b>	
投	公共建築物	0.71 億円	85,749 円	2.4 億円	433, 996 円	5. 1
資的	道路	0.75 億円	90,580円	2.5 億円	452,080 円	5. 0
経	橋りょう	0.13 億円	15,700円	0.2億円	36, 166 円	2.3
費	上 水 道	0.15 億円	18, 116 円	0.7億円	126, 582 円	7. 0
	合 計	1.74 億円	210, 145 円	5.9億円	1,066,908円	5. 1

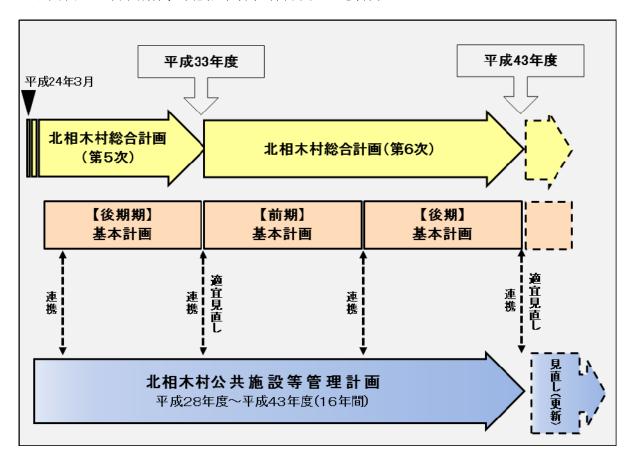
注:四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

# 第5 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

# 1 計画期間

本計画は、公共施設等の耐用年数が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、大量更新時代を迎える平成27年度から平成66年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「北相木村総合計画」などと連動しながら、社会経済情勢に的確に対応するため、今後16年間(平成28年度~平成43年度)を計画期間とします。平成43年度は、「北相木村総合計画(第6次)」の最終年次にあたることから、本計画においても平成43年度を計画の目安として設定しました。以後本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定など柔軟に対応し、内容の充実を図りつつ本計画の見直し(更新)を実施します。

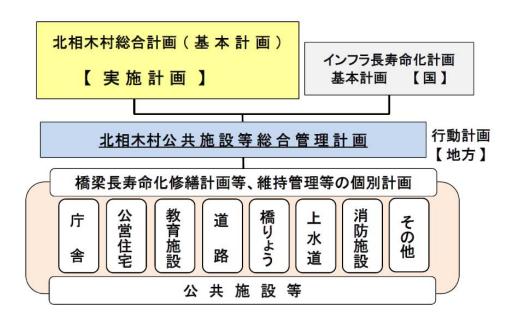
◆図表 5-1 計画期間(北相木村総合計画との関係)



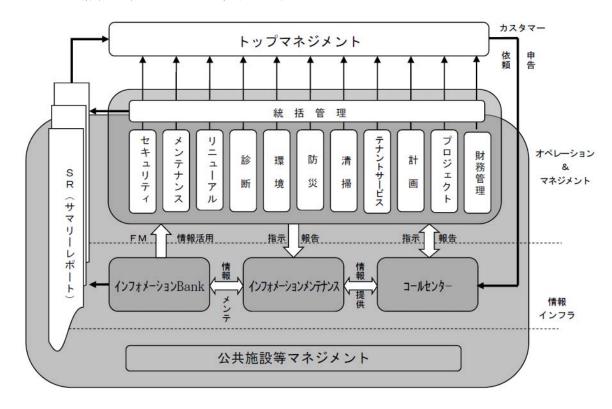
# 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「北相木村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 情報の管理と活用の仕組み (イメージ)



# 3 現状や課題に関する基本認識

人口の減少や少子高齢化の進展、財政状況や予算規模から、現在保有している公共 施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定 されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。(数量の適正性)

公共施設等の多くが今後数十年の間に集中して更新時期を迎えますが、施設の品質 を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。(品質の適正性)

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、 今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。歳入の減少により、普通 建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことも予想されることから、 公共施設の安全性・利便性・快適性等のサービス水準を確保しながら、施設の長寿命 化、更新費用の平準化・逓減、さらには、施設の利用状況や、人口規模を考慮した統 廃合等に取り組むことにより、次世代の財政負担を軽減する必要があります。(コスト (財務)の適正性)

以上のことから、人口の増減や人口構成の変化に応じて、公共施設の総量の適正化 (削減)を検討することが必要であるとともに、財源に見合う公共施設の維持・更新 を実施し、また公共サービスのあり方についても、公共施設総量の適正化に対応した サービスの提供が必要となります。

# 4 公共施設管理の数値目標

### (1)公共建築物保有量の縮減目標

将来的に人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、1人当たり延床面積は増加することになり、1人当たりが負担する施設の維持更新費は増加することになります。

1 人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量(延床面積)を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを 推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関す る数値目標を、平成43年度の将来人口推計値などを参考に設定することとします。

本村の平成 26 年の人口は 828 人(10 月 1 日現在)であり、公共建築物の人口 1 人当たりの延床面積は 31.0 ㎡となっています。しかし、平成 43 年度まで今のペースで人口が減少すると、推計人口 1 人当たりの延床面積は 46.4 ㎡となり、人口 1 人当たり約 15 ㎡の増加となる見込みです。

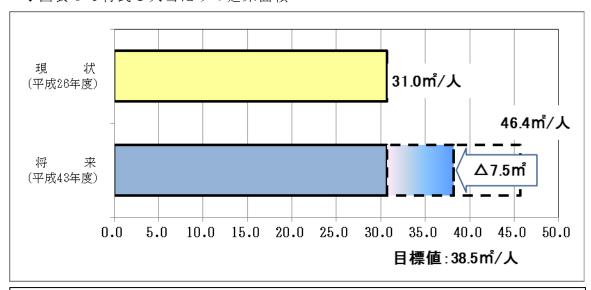
将来的に1人当たりが負担する施設の維持更新費を抑制するため、施設総量(延 床面積)を段階的に削減していきます。

具体的には、推計人口1人当たりの延床面積が約15㎡増加する見込みであるところ、1人当たり7.5㎡の増加にとどめ、平成43年度における人口1人当たりの延

床面積を  $38.5 \text{ m}^2$ とすることを目指します。そのため、本村が所有する施設総量(延 床面積)を、平成 43年度までに約 17%縮減することを目指します。

# 村民1人当たりの延床面積の増加を15㎡から7.5㎡へ抑制(増加率50%抑制) 平成43年度までに総延床面積を17%縮減

# ◆図表 5-4 村民1人当たりの延床面積



「人口一人当たりの公共施設延床面積」

38.5 m² (平成 43 年度目標) /46.4 m² (平成 43 年度推計) -1=△0.170 (≒17%削減)

※人口は計画期間最終年度に近い平成 42 年の将来人口推計値を使用 (将来人口推計値は,国立社会保障・人口問題研究所の推計(H25.3 推計)による)

# (2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、水道管を廃止し、総量の縮減 や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要 はありますが、これまで整備してきたインフラ施設を、計画的に点検、修繕・更新 していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

# 5 公共施設の管理に関する基本的な考え方

計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え 方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設に ついては統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

# (1) 点検・診断等の実施方針

保守・点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有できるようにするための方法や、保守・点検・整備に関する専任部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う(事後保全)のではなく、 予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施 することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

# (2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持 管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化 対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

# (3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により危険性が高く利用率が極めて低い公共施設等については、 取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

# (4) 耐震化の実施方針

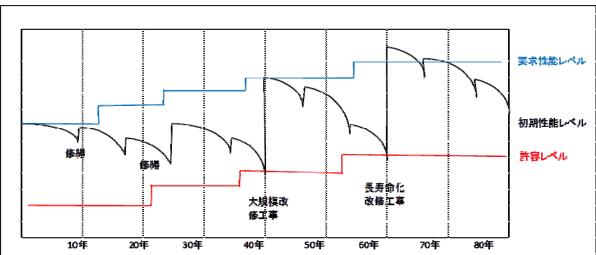
耐震化未実施については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、 効用等の高い施設については、耐震化率向上を目指し、重点的に対応することとし、 施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した、計画的かつ重点的な耐震 化を推進します。

# (5)長寿命化の実施方針

公共施設については、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う(予防保全) ことで公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、平成28年度に2回目の「北相木村橋梁長寿命化修繕計画」を策定する予定であり、今後この計画に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

# ◆図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

# (6) 統合や廃止の推進方針

将来の公共施設のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設の有効利用を図るための、利用再編を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面 の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

### (7)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

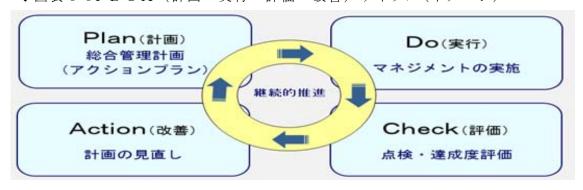
「北相木村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどし、再編計画も見据えた今後の公共施設等のあり方について検討していきます。

# 6 フォローアップの実施方針

本計画は、「北相木村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、 基本計画の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、 議会や住民への情報提供及び報告を適宜行うこととします。

# ◆図表 5-6 P D C A (計画・実行・評価・改善) サイクル (イメージ)



# 第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定め、取組を進めます。

# ◆図表 6-1 施設の保有状況(再掲)

大分類	中分類	延床面積 (m²)	主な施設
村民文化系施設	集会施設	2, 132. 32	公民館、ホール等
社会教育系施設	博物館等	833. 42	考古博物館
スホ <sup>°</sup> ーツ・レクリエーション 系施設	スポーツ施設	5, 000. 62	運動施設、管理棟等
,,,,, <u>-</u>	レクリエーション施設・ 観光施設	2, 467. 92	コテージ、キャンプ場ト イレ、管理棟等
学校教育系施設	学校	2, 921. 53	校舎、体育館、物置等
	その他教育施設	863. 34	山村留学センター
子育て支援施設	幼稚園・保育 園・こども園	410.40	保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2, 006. 23	老人福祉センター等
行政系施設	庁舎等	865. 02	庁舎
	消防施設	156. 29	消防車庫
公営住宅	公営住宅	5, 219. 99	住宅棟
医療施設	医療施設	187. 53	診療所
その他	その他	2, 617. 45	旧校舎、公衆便所等
合	計	25, 682. 06	

# 1 主な施設類型ごとの方向性

# (1)村民文化系施設

本村では、各地域に公民館等を保有しています。

それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

# ◆図表 6-2 公共建築物(村民文化系施設)の保有状況

村」	村民文化系施設												
区	分	集会施設	施設数	10 施設	延床面積	2132.32 m²							
		北相木村公民館「しゃくなげホール」、白岩公民館、山口公民館、											
対象施設		下新井公民館、栃原公民館、久保公民館、京の岩公民館、中尾公民館、											
		坂上公民館、宮ノ平公民館	İ										

# ●管理に関する基本的な考え方

### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

地域のコミュニティーを支える施設として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

旧耐震基準で耐震化が未実施の建物となっている中尾公民館について耐震化 の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設 の安全確保や長寿命化を図ります。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施するとともに、改修・改築時に合わせてバリアフリー化などの改善をしていきます。

# 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

# 【統合や廃止の推進方針】

住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。

# (2) 社会教育系施設

社会教育系施設として、北相木村考古博物館を保有しています。

北相木村考古博物館は、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 10 年 の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

# ◆図表 6-3 公共建築物(社会教育系施設)の保有状況

# 社会教育系施設 区 分 博物館 施設数 1 施設 延床面積 833.42 ㎡ 対象施設 北相木村考古博物館

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

# 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修 繕などを行い、安全の確保を行います。

# 【統合や廃止の推進方針】

施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も 含めて施設のあり方を検討します。

# (3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として村民交流スポーツセンター、マレットゴルフ場、ゲートボール 場、レクリエーション施設・観光施設としては、長者の森を保有しています。

保有する施設については、築 10 年未満の施設が少なく、施設の多くが今後 20 年の内に大規模な修繕等が必要になると考えられます。

# ◆図表 6-4 公共建築物 (スポーツ・レクリエーション系施設) の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設						
区 分	スポーツ施設	施設数	7施設	延床面積	5, 000. 62 m²	
	村民交流スポーツセンター	- (グリー)	ノドーム、	管理棟、ト	イレ等)	
対象施設	京の岩マレットゴルフ場、					
	ゲートボール場(坂上)、ゲートボール場(白岩)、ゲートボール場(栃原)					
区 分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	33 施設	延床面積	2, 467. 92 m²	
対象施設	長者の森(森林交流センター、野外ステージ、ロッジ長者の森、					
N	コテージ、バーベキュー施設、炊事棟、トイレ等)					

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

村民交流スポーツセンターについては、計画的に点検や劣化診断を行う(予防保全)ことで、施設の長寿命化を図ります。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

# 【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。

### 【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。また、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

# (4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、小学校、山村留学センター、保育園を各1施設保有しています。小学校、保育園については、建設されてから 30 年以上、山村留学センターは建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

# ◆図表 6-5 公共建築物 (学校教育系施設、子育て支援施設) の保有状況

学	学校教育系施設、子育て支援施設						
区	分	学校	施設数	4 施設	延床面積	2, 921. 53 m <sup>2</sup>	
対象施設 北相木小学校(校舎、体育館、特別教室・給食室棟等)							
区	分	その他教育施設	施設数	1 施設	延床面積	863.34 m²	
対象	対象施設 山村留学センター						
子育	子育て支援施設						
区	分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	410. 40 m²	
対象	施設	北相木村保育所					

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。

施設の老朽化が進むことから、適時修繕を行い、今後も継続的に活用していく 方向で検討しています。

児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設 としての機能確保を行うため、施設の耐震化を優先的に進めます。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

小学校、保育園施設は、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。

# 【安全確保の実施方針】

児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設 改修・修繕を行います。

# 【統合や廃止の推進方針】

少子化の影響で児童数が減少していく中で、施設の老朽化の状況も踏まえ、 今後、近隣の学校との統廃合の必要性について検討することも考えられます。

# (5) 保健·福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設は3施設、診療所は1施設保有しています。老人福祉センター「にしまる荘」については、建設されてから30年以上、老人福祉複合センター「みどり」、北相木村診療所は建設されてから20年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

# ◆図表 6-6 公共建築物 (保健・福祉施設) の保有状況

保領	保健・福祉施設						
区	分	高齢福祉施設	施設数	3 施設	延床面積	2, 006. 23 m <sup>2</sup>	
対象	施 設	老人福祉センター「にしまる荘」 老人福祉複合センター「みどり」、生活支援ハウス					
医绷	医療施設						
区	分	医療施設	施設数	1 施設	延床面積	187. 53 m²	
対象	施設	北相木村診療所					

# ●管理に関する基本的な考え方

### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとと もに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かして いきます。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

# 【安全確保の実施方針】

施設内で行う事業の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

# 【統合や廃止の推進方針】

老人福祉センターのあり方は、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、 民営化を推進するなど、今後の管理運営方法を検討します。

# (6) 行政系施設

庁舎は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。 消防車庫は、建築経過年数を考慮して計画的な維持管理に努めます。

# ◆図表 6-7 公共建築物(行政系施設)の保有状況

行政系施設						
区	分	庁舎	施設数	2 施設	延床面積	865.02 m²
対象	施設	北相木村役場(庁舎、倉庫等)				
区	分	消防施設	施設数	7施設	延床面積	156. 29 m²
対象施設 消防車庫(宮ノ平・栃原・白岩・下新井・山口・坂上・京の岩地区)						

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う(予防保全)ことで、施設の長寿命化を図ります。消防車庫は、随時点検を行います。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの 縮減・平準化に努めます。

消防車庫は、建築経過年数を考慮し、建替や維持管理をしていきます。

# 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。

# 【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

# (7) 公営住宅

本村が管理する公営宅等で、建築後30年以上になる公営住宅が全体の約25%、築20~29年の公営住宅は全体の約20%を占め、老朽化が進行しています。今後、既存ストックを有効に活用することを前提として、計画的に住宅改修・建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。

# ◆図表 6-8 公共建築物 (公営住宅) の保有状況

公営住宅						
区 分	公営住宅	施設数	57 施設	延床面積	5, 219. 99 m²	
対象施設	上ノ段 1~4号、坂上 1~5 久保 1~4号、通岩 1~3号 大桑 1・2号、あたご台 5~ 白岩 1・2号、大桑 3・4号 京の岩集合住宅	号、山口 1~ ~19 号、京	3号、あ の岩 1・2	たご台 1~4 号、京の岩	号	

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を 集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。

# 【安全確保の実施方針】

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

# 【長寿命化の実施方針】

予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。

# 【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建 替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。

土地が借地のものもあり、所有者から申出があった場合には施設を撤去することになることから調整が必要になります。

# (8) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

# ◆図表 6-9 公共建築物 (その他) の保有状況

その	つ他							
区	分	その他施設 施設数 16 施設 延床面積 2,617.45 r						
		トイレ (三滝駐車場)、避難小屋 (御座山)、旧白岩分校、旧役場、 消防車庫 (旧久保・旧山口)、教員住宅 (坂上、久保上・下)、						
対象施設	住宅(白岩)、住宅(医師)、太鼓練習場、バス車庫、薪ステーション、							
		旧東電宿舎 (宿舎、車庫)						

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、 施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理することとします。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。

更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

# 【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保 を行います。

### 【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、 建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。

その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

# (9) インフラ施設

# ア道路

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を 行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等 を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適 用を図っていくものとします。

### 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、 安全を確保します。

# 【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

# イ 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「北相木村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・ 平準化を図ることが必要です。

### ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期 点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路とな る道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「北相木村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

# 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

# 【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

# ウ上水道

上水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の上水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

# 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に 努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

# 【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

### 工 農業用水路(頭首工)

農業用水路(頭首工)の老朽化が進むなか、漏水等の突発的な事故による農業用水の安定供給や下流域への二次的被害の発生が危惧されています。このため、施設の状況に応じた適正な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

# ●管理に関する基本的な考え方

# 【点検・診断の実施方針】

日常点検、定期的な機能診断により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

機能診断結果に基づいた、施設の機能を継続的に監視し、補修、補強等による適時・適切な保全対策を実施することで、施設の長寿命化を図ります。 修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

### 【安全確保の実施方針】

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。 点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕 を実施するなど必要な措置を講じます。